

## コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方 〈銀行の電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する内閣府令等〉

### 凡 例

本「コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
銀行法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 49 号）	改正法
銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）	銀行法
銀行法施行規則（昭和 57 年大蔵省令第 10 号）	銀行法施行規則

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
<b>●銀行の電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する内閣府令</b>		
<b>▼第2条第1号</b>		
1	第2条第1号において、「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る基本方針」とあるが、当該基本方針に記載すべき事項に含むべき項目を定める必要があると考える。現状では、各金融機関において示される内容の差異が生じ、かえって電子決済等代行業者に混乱をもたらすのではないか。	「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る基本方針」については、各金融機関において、個別具体的なビジネスモデルや経営方針を踏まえた様々な電子決済等代行業者との連携及び協働への取組み方があると考えられることから、法令上一律に記載すべき項目を指定することは適当でないと考えられます。
2	銀行の API 提供にあたっては参考される、第2条第1号の「基本方針」はどのような理解のもとで策定されるべきか。	今般の銀行法改正は、フィンテックが進展する中で、利用者保護を確保しつつ、多様なプレイヤーが試行錯誤しながら連携・協働を進めていくオープン・イノベーションが重要であることから、そのための環境整備を行うものです。第2条第1号の「基本方針」については、そうしたことを踏まえながら各行において策定されるものと考えられます。
3	個人向けの預金業務を取り扱っていない等の理由により、外国銀行支店等においては、オープン API による方法であるか否かに関わらず、電子決済等代行業者との連携・協働を行わないとする判断も考えられるが、その場合であっても、第2条第1号にある「基本方針」を策定する必要があるか。	電子決済等代行業者との連携・協働を行わない場合にも、第2条第1号の「基本方針」を策定していただくことが必要となります。
<b>▼第2条第2号及び第3号</b>		
4	第2号及び第3号の「識別符号等を取得することなく当該銀行に係る電子決済等代行業を営むことが出来る体制」とはオープン API の導入を意味すると理解してよいか。	貴見のとおりと考えられます。
5	「整備の完了を予定する時期」については、おおむね月単位で記載することになると理解しているが、その理解でよいか。	必ずしも月単位での記載に限定されるわけではありませんが、電子決済等代行業者に対し、API による連携を開始し得る時期に関する情報を提供する

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
		との趣旨に照らせば、可能な範囲で具体的に記載されることが望ましいものと考えられます。
6	金融庁は、公表した方針の内容及び遵守状況を含め、API 公開の現状について、常に把握すべきではないか。	金融庁としては、API の導入にかかる体制整備について、例えば、金融機関に対して状況の報告を求めなどの方法により、その取組み状況を把握して参りたいと考えております。
7	仮に API 接続を行う旨を表明しておいて、後日、これを行わないこととする場合、あるいは、仮に API 接続をしない旨を表明しておいて、後日、これを行うこととする場合、すでに公表している基本方針を変更することにより可能という理解で良いか。	貴見のとおりと考えられます。
8	「整備の完了を予定する時期」について、具体的な期限を設けなくて、例えば、現在開発中のコア・バンキングに関するシステムの構築完了後速やかに実施する、というような表記は許容されるのか。	電子決済等代行業者に対し、API による連携を開始し得る時期に関する情報を提供するとの趣旨に照らせば、「整備の完了を予定する時期」については、各金融機関において可能な範囲で具体的に記載されることが望ましいものと考えられます。
9	第2条第2号及び第3号においては、「整備を行う」場合に、「当該整備の完了を予定する時期」を記載すれば足りるはずであって、「整備を行うかどうかの別及びその理由」まで記載する必要はないのではないかと。経営判断の選択肢は、「整備を行うかどうかの別」の二者択一に限られるべきではなく、「検討中」としか表明できない場合も有る。また、様々な要因を総合的に勘案するため、「その理由」が一義的に特定できない場合や、公表に相応しくない場合も有る(真の理由が経営機密に関する事由である場合には、公表出来ない)。したがって、原案のような、「整備を行うかどうかの別」という二者択一的な選択肢、及び「その理由」まで記載させることは不適當ではないかと。「整備を行う場合にはその旨、及び完了を予定する時期」を記載させるだけで、規制の趣旨は十分に達成されるものとする。	金融機関と電子決済等代行業者との連携・協働を促進し、金融機関によるオープン API 化を推進する目的から、金融機関に、電子決済等代行業者との連携・協働及びオープン API の導入に関する基本的な考え方を明らかにしていただくため、第2条第2号及び第3号では、API の整備を行うかどうかの別及びその理由を記載していただくことを求めています。「整備を行うかどうかの別」は、公表時点での整備を行う予定の有無を記載するものとなっており、具体的な整備の予定がない場合には、その旨を記載していただき、その後、変更があった場合には、第3条に基づき、変更内容を公表していただくことになると考えられます。また、「その理由」については、上記の趣旨から、できる限り具体的に記載していただくことが求められます。
10	仮に、「…かどうかの別」(すなわち、整備を行わない場合には、その旨)まで記載しなければならぬ場合には、「その理由」としては、認定電子決済等代行業者協会(法第2条第19項)が未設立で、電子決済等代行業者の登録拒否	金融機関に、電子決済等代行業者との連携・協働及びオープン API の導入に関する基本的な考え方を明らかにしていただくため、第2条第2号及び第3号では、API の整備を行うかどうか及びその理由を記載することを求めています。「その理由」の記載として十分であるかどうかは個別事情によります

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	要件(法第 52 条の 61 の5)である財産的基礎の基準を定める内閣府令も未確定であるなど、不確定要因が残る段階では、「時期尚早」である旨の記載とせざるを得ない事情も有るが、その旨の記載でも差支えないか。	が、「その理由」については、上記の趣旨に鑑み、できる限り具体的に記載することが望ましいと考えられます。
<b>▼第2条第4号</b>		
11	第2条第4号において「システムの構築に関する方針」とあるが、本方針についても同条第1号と同様、各金融機関において内容の差異が生じ、かえって電子決済等代行業者に混乱をもたらすのではないか。そのため、方針に含むべき事項として具体的な項目を示すべきではないか。	「システムの構築に関する方針」については、各金融機関において、電子決済等代行業者との連携及び協働に係る基本方針を踏まえ、必要と判断した体制整備に係るシステムの構築に関する方針の記載をすることになります。その内容は、基本方針の内容や、各金融機関の体制整備の状況等により異なるものと考えられることから、法令上一律に記載すべき項目を指定することは適当ではないものと考えられます。
12	現状の実務からすると第三者に委託したうえでシステム整備を行うことが多いと推察しているが、この場合、委託したベンダーの名称等については公表の対象となるのか。	ベンダー名については、第2条第4号により記載すべき事項には該当しないため、法令上公表が義務付けられているわけではないものの、各行の判断により、同条第6号の「参考となるべき情報」として公表することが考えられます。
13	一旦表明した方針の変更は、改めて変更後の方針を開示すれば認められるという理解で良いか。	貴見のとおりと考えられます。
14	「システムの構築に関する方針」とはどのような記載を求める趣旨か。	「システムの構築に関する方針」については、各金融機関において、電子決済等代行業者との連携及び協働に係る基本方針を踏まえ、必要と判断した体制整備に係るシステムの構築に関する方針の記載を求めているものであり、例えば、採用する認証・認可の方式等(アーキテクチャ・スタイル、データ表現形式及び認可プロトコルの方式等)やインターネットバンキングの共同センターの利用の有無、などが考えられます。
15	第2条第4号について、「システムの設計、運用、及び保守を自ら行うか、又は第三者に委託して行わせるかの別」を記載することを求めているが、部分委託も有りうるため、二者択一的な選択肢は不適當ではないか。単に「システムの設計、運用及び保守(削除)その他の当該整備に係るシステムの構築に関する方針」を記載させるだけで、規制の趣旨は十分に達成されるものとする。	第2条第4号では、システムの構築に関する基本的事項として、APIの構築の主要部分を自社で行うのかシステムベンダー等の第三者に委託するのかを明らかにしていただくことを目的としており、例えば、システムの設計等のごく一部のみを第三者に委託する場合にまで、「第三者に委託する」と記載していただくものではありません。
<b>▼第2条第6号</b>		

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
16	金融商品取引法の規定で同様の事由が定められる場合に、特段明記されないことが多いと理解しているが、本内閣府令に関して貴庁において具体的に想定している記載事由の例などがあればお示し頂きたい。	「その他電子決済等代行業者が当該銀行との連携及び協働を検討するに当たって参考となるべき情報」については、各金融機関において、電子決済等代行業者との連携及び協働に係る基本方針を踏まえ、電子決済等代行業者の検討の参考となる事項の記載を求めているものですが、例えば、預金口座に係る API により公開される情報の範囲、投信口座についての API 対応予定の有無など様々なものが考えられます。
17	ベンチャーとしてこのような情報があると連携についてアプローチしやすいので、金融商品取引法の例に準じることなく、幅広く情報開示をお願いしたい。特に、重要な情報がアプローチ後に開示されると、スムーズな連携及び協働が阻害される可能性があるため、できる限り、前倒しをお願いしたい。	今般の銀行法改正は、フィンテックが進展する中で、利用者保護を確保しつつ、多様なプレイヤーが試行錯誤しながら連携・協働を進めていくオープン・イノベーションが重要であることから、そのための環境整備を行うものです。提供される情報の範囲やタイミングについては、各行においてこのような趣旨を踏まえて適切に対応されるものと考えられます。
<b>▼第3条</b>		
18	第3条において、第2条の方針を変更した際には遅滞なく公表とあるが、変更之际は、一定期間の周知期間を置くべきではないか。	第3条は、各金融機関に対し、第2条の方針を変更したときは、その旨を遅滞なく公表することを求めているものです。変更後の方針について、実際のサービス開始までに一定の周知期間があることが望ましいことから、方針の変更後は、第3条に従って、遅滞なく公表していただく必要があると考えられます。
19	「その他の方法」とはどのような方法を指すのか。例えば行内での掲示や地方誌への掲載等が含まれると解されると、インターネットを通じた開示に比べて「公表」の度合いが落ちることになるので、電磁的な方法による開示をお願いしたい(全国の事業者が接続する可能性があることを考慮して頂きたい。)	可能な限りインターネットによる公表を行うことが望ましいと考えられますが、インターネットによる公表ができない場合には、いわゆるディスクロージャー誌への記載によって当該金融機関の各営業所において公衆の縦覧に供するなど幅広い範囲で閲覧できる状態にすることが必要になると考えられます。
<b>●信用金庫及び信用金庫連合会の信用金庫電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する内閣府令</b>		
<b>▼第2条各号</b>		
20	例えば、諸般の事情により提携を行わない信用金庫においては、第1号の方針でその旨を記載すれば第2号から第7号についての記載は不要と考えて良いか。	電子決済等代行業者との連携・協働を行わない信用金庫においても、第2条第1号の基本方針のほか、同条第3号及び第4号の「整備を行うかどうかの別及びその理由」については、記載が必要となります。
21	現時点ではインターネットバンキングを提供していないが、具体的な提供予定があり、それに合わせて提携の開始を予定している場合に	貴見のとおりと考えられます。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	は、第1号では提携の予定であることを記載した上で、第2号～第7号の項目を記載すれば良いか。	
	<b>●その他(全般に関するご意見)</b>	
22	銀行等に関する内閣府令が複数規定されると把握が煩雑となる。本件内容は、銀行法施行規則に盛り込むべきではないのか。	本件内閣府令等については、改正後の銀行法ではなく、改正法附則第10条の規定に基づき制定するものであることから、新設の内閣府令等として制定しているものです。